



☆保健福祉センターだより☆

温泉のお知らせ 11月の営業日

日	月	火	水	木	金	土
				1日	2日	3日
				14:00~21:00		休業日
4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
10:00~ 21:00	休業日			14:00~21:00		
11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日
10:00~ 21:00	祝日 休業日			14:00~21:00		
18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日
10:00~ 21:00	休業日		14:00~21:00		休業日	14:00~ 21:00
25日	26日	27日	28日	29日	30日	
10:00~ 21:00	休業日		14:00~21:00			

温泉休業日について

毎週月曜日の他、
11月は、3日が文化の日、
23日が勤労感謝の日の為、
休業日となります。

入浴料金			
6歳~11歳	100円	6歳未満	無料
12歳~69歳	200円	70歳以上	無料
		障害者	無料

☆ルールやマナーを守って気持ち良く入りましょう！！
 ☆入浴受付時間は20:30までとなっております。
 【東通村保健福祉センター 28-5600】

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます ~年末調整・確定申告まで大切に保管を！~

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成24年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（又は領収証書）を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年始めて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせください。

控除証明書専用ダイヤル（平成24年11月1日～平成25年3月15日）
 ☎0570-070-117（ナビダイヤル）
 050または070から始まる電話でおかけになる場合は ☎03-6700-1130
 ＊ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。
 ＊☎03-6700-1130の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。